

施工時期選択可能工事制度試行実施要領

(令和5年4月施行)

第1 趣旨

この要領は、受注者が有する人材・資機材等の安定的・効率的な活用や工事の品質確保のため、特に第1四半期における工事量を確保できるよう工事開始日を受注者が任意に選択できる施工時期選択可能工事制度について、令和5年度から工事を選定し試行するために必要な事項を定めるものとする。

第2 施工時期選択可能工事制度

施工時期選択可能工事制度は、次の各号に掲げる事項を適用するものでなければならない。

- (1) 受注者は、契約締結日から発注者が指定する工事開始期限日までの期間で、工事開始日を選択することができること。
- (2) 受注者が工事開始日の選択を希望する場合は、落札通知日から起算して7日以内に工事開始日選択承認申請書（別紙1-1）により、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 発注者は、契約締結日から工事開始日の前日までの間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置を求めないこと。
- (4) 工事開始日の前日までの間の現場管理は発注者の責任において行うこととし、受注者に工事の施工（現場事務所等の設置、工場製作等）を行わせないこと。ただし、現場に搬入しない資機材の準備はできるものとする。
- (5) 工事開始期限日は、標準工期の30%を超えない範囲の日数で工事ごとに発注者が定めること。

なお、債務負担行為を設定した工事のうち、1月から3月までに支出負担行為を行う工事については、工事開始期限日を、翌年度に設定することが可能であること。

- (6) 発注者は、工事開始期限日を定めるときは、工事開始期限日から工事完成日までの期間をもって適正工期が確保されるよう考慮すること。

第3 対象とする契約

次に掲げる事項を全て満たす工事に係る契約のうち、工事発注担当課が施工時期選択可能工事制度に係る特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を添付したものを本制度の対象として取り扱うこととし、第4に定める事務手続を行うものとする。

- (1) 対象事業

国庫補助事業（交付金を含む）及び市単独事業

- (2) 対象工事

次のアからエの条件全てを満たす建設工事を対象とする。

ア 予定価格が、130万円を超え2,000万円未満で入札に付する工事（災害復旧工事など緊急性のある工事、連続工事などにより発注者側で工事開始日を制限する可能性が高

い工事及びゼロ交付金事業等発注者が着手日を指定する工事を除く。）

イ 次の条件のうち、(ア) 又は (イ) のいずれかを満たすもの

(ア) 債務負担行為を設定し、1月から3月までに支出負担行為を行うもののうち、債務負担行為の期間終了までに標準工期を確保できる工事

(イ) 4月から7月までに支出負担行為を行うもののうち、7月末日までに契約を締結し当該年度内に標準工期を確保できる工事又は繰越明許の議会承認を受けた予算を充当する工事で、かつ、承認を受けた期間終了までに標準工期を確保できる工事

ウ 工事開始期限日を設定した場合において、諸条件（設計変更による所用日数の変更、工事中止による工期延長等）を考慮しても工事期間の繰越しが生じる可能性がない工事

エ 竣工日又は供用開始日が定められていない工事

第4 事務手続

事務手続については、次の各号により行うものとする。

(1) 経費執行伺から契約まで

ア 経費執行伺において施工時期選択可能工事である旨を記載するとともに、特記仕様書を添付した上で、工事発注担当課長の決裁を受けること。

イ 入札公告に施工時期選択可能工事制度の対象である旨を記載すること。

ウ 落札者が工事開始日の選択を希望する場合は、落札通知の日（契約の相手方が確定した日）から起算して7日以内に工事開始日選択承認申請書（別紙1-1）により申請を行い市長の承認を受けなければならない。

エ 市長は前号ウの規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認すると決定したときは、工事開始日承認書（別紙1-2）を申請者に通知するものとする。

オ 落札通知の日（契約の相手方が確定した日）から7日以内に契約を締結すること。

なお、契約保証期間は、契約締結日から工期末までとすること。

(2) 契約後

受注者が工事開始日の選択を希望し、市長に承認された場合は、承認された工事開始日から起算して7日以内に着手し、工事に着手したときは、受注者は速やかに着手届及び工程表を提出すること。

なお、受注者における工事实績情報サービス（コリンズ）への登録は、工事着手後に監督員の確認を受け、速やかに行うこと。

(3) 工事開始日の変更について

ア 受注者が工事開始日の変更を希望する場合は、工事開始日変更承認申請書（別紙2-1）により申請しなければならない。

イ 市長は前号アの規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認すると決定したときは、工事開始日変更承認書（別紙2-2）により申請者に通知するものとする。

ウ 受注者は、市長から工事開始日変更の承認を受けた後、変更契約を締結しなければならない

ない。

なお、特記仕様書で指定した工事開始期限日を超えて、工事開始日の変更をすることはできない。

(4) 前金払の取扱いについて

新発田市建設工事請負契約約款第35条の規定による前払金の請求は、発注者が承認した工事開始日からできるものとする。

第5 積算関係

積算に当たっては、契約締結予定日を起算日とした標準工期又は積上げ工期の日数分の期間を工事期間として行うこととし、受注者の工事開始日の選択により発生する経費（積雪寒冷地における冬季補正、除雪費等）については、発注者は負担しないものとする。ただし、受注者の責によらない事情が生じた場合は、新発田市が定める設計変更のガイドラインに準じて適正に対応するものとする。

第6 結果の報告及び検証

結果の報告及び検証については、次の各号により行うものとする。

(1) 工事発注担当課による報告

工事発注担当課は、契約の結果を、施工時期選択可能工事制度結果報告（別紙3）により報告するものとする。

提出期限：別に契約検査課が指定する日

提出先：契約検査課

(2) 契約検査課による検証

契約検査課は、前記(1)の報告を受けた後、試行に関する効果・課題の検証を行う。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、施工時期選択可能工事制度の試行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。